

第2章

内国民待遇

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

WTO協定においては、最恵国待遇と並んで、内国民待遇が基本原則となっている。この原則によれば、輸入品に適用される待遇は、国境措置である関税を除き、同種の国内産品に対するものと差別的であってはならない。サービス協定やTRIPS協定にも同様の規定が定められている。この原則は、輸入品に対する差別的措置を採ることを妨げる一方で、関税以外の手段により、関税の効果を相殺することをできなくなる。後者は、WTO加盟国であるA国が産品 α に対する輸入関税率を10%から5%に引き下げた場合に、輸入された産品 α に対してのみ差別的な国内消費税が課されることになれば、5%の関税引き下げ効果は実質的に減殺されるといった場合である。

内国民待遇原則は、このように輸入産品に国内産品より不利でない待遇を与えることによって、WTO加盟国の国内における「隠された貿易障壁」を除去することを目的とするものであり、その遵守は、各国間の権利と義務のバランスを維持し、多角的貿易体制を守るためにも必要不可欠である。

(2) 法的規律の概要

①ガット第3条（内国民待遇原則）

ガット第3条は、WTO加盟国が他の加盟国に内国民待遇を供与することを定めている。まず、内国税等及び国内規則について、WTO加盟国は他の加盟国に国内生産に保護を与えるよう輸入産品又は国内産品に適用してはならない旨一般原則を定めている（第3条1項）。また、内国税等については、同種の産品、又は直接的に競争し若しくは代替可能な産品の間では、国内産品以上の水準を輸入産品に課してはならない（第3条2項）、さらに、国内規則については、同種の産品の間では、輸入産品に国内産品より不利でない待遇を付与する（第3条4項）旨定めている。

過去のガット上の紛争を取り扱ったパネルの判断においては、「同種の産品」の同種性を判断するに当たっては、産品の最終用途、消費者の嗜好及び慣習・産品の物理的特性及び関税分類が用いられている。この考え方は、基本的にWTOのパネル・上級委員会報告書においても踏襲されている（日本の酒税事件ほか）（注）。

（注）

Japan-Taxes on Alcoholic Beverages (WT/DS 8, WT/DS 10, WT/DS 11)

②ガット第3条（内国民待遇原則）の例外規定

基本原則たる内国民待遇にも、いくつかの場合に例外が認められている。

(a) 政府調達

政府調達に関しては、国内産品を優先的に購入することが、ガット第3条8項(a)において認められ、内国民待遇原則の例外となっている。このような例外が認められる理由は、国防上国内製品を開発し、購入する必要があり得ること、中小企業対策・地域産業振興策・高度技術産業育成などの政策手段として運用されることが多いこと等、政府調達が有する政策的役割をガット締約国が認識していたからである。

このようにガットにおいては、政府調達は内国民待遇原則の例外とされたが、複数国間協定たる政府調達協定においては、内国民待遇原則が規定されている。ただし、WTO協定の加盟国は、必ずしも政府調達協定の加盟国となる必要はなく、同協定に参加している国は主に先進国に限られている。したがって、政府調達の分野では、同協定の加盟国間では内国民待遇原則が適用されるが、それ以外の加盟国については、依然として内国民待遇原則は適用されない（詳しくは第13章「政府調達」を参照）。

(b) 国内生産者補助金

国内補助金に関しては、国内生産者に対してのみ補助金を交付することが、ガット第3条8項(b)により、ガット第3条のその他の条件及び「補助金及び相殺措置に関する協定」(補助金協定)に反しない限りにおいて認められ、内国民待遇原則の例外となっている。このような例外が認められたのは、補助金が一国の政策手段として有効なものであり、その交付は基本的に産業政策当局の裁量範囲に属するとの認識があるからであるが、他方貿易への悪影響も生じ得

るため、補助金協定に詳細な規定がされている（詳しくは第6章「補助金・相殺措置」を参照）。

(c) 開発の初期の段階にある加盟国に関する例

外措置（ガット第18条C）

開発の初期の段階にある加盟国においては、幼稚産業の確立を促進することによりその国民の一般的な生活水準を引き上げるため、政府の援助が必要とされ、その目的をガットに合致した措置では実際的に達成し得ない場合があり得る。この場合、ガット第18条Cを援用することによりWTO加盟国への通告及び協議手続を経た上で、一定の制限の下でガット第1条、第2条及び第13条を除くガットの規定に反する措置をとり得るものとされている。ガット第18条Bの一般取支状況を理由とした貿易制限措置（詳しくは第3章「数量制限」を参照）とは異なり、水際措置のみならず内国民待遇義務に違反する措置も、第18条Cの下ではとり得ることとされている。マレーシアの石油化学製品の輸入許可制度のケース（注）において、マレーシアは、ポリエチレンに対する輸入制限を実施する理由としてガット第18条Cを援用したが、本件は申立国であるシンガポールが訴えを取り下げ、パネル・上級委員会による最終的な判断はなされなかった。

（注）

Malaysia-Prohibition of Import of Polyethylene and Polypropylene (WT/DS 1)

(d) その他の内国民待遇に関する例外規定

ガット上の内国民待遇原則固有の例外としては、ガット第3条10項及びガット第4条に基づく映画の上映時間割当に関する例外がある。

また、そのほかガット第20条の一般的例外規定、第21条の安全保障上の例外規定及びWTO設立協定第9条のウェーバー規定は、内国民待

遇原則に対しても適用される（詳細は第1章「最惠国待遇」を参照）。

③ガット第3条以外の内国民待遇規定

内国民待遇の基本的な考え方は、WTO協定の発効に伴い、限定された形ではあるが、物品に関する諸協定や、サービス貿易、知的財産分野にも拡張された。物品に関する諸協定では、例えばTBT協定の第5条1項1が最惠国待遇と並んで内国民待遇を定めている。サービス協定では第17条でサービス貿易におけるサービス及びサービス提供者への内国民待遇付与を定めている。また、複数国間貿易協定である政府調達協定においても内国民待遇条項が取り入れられたほか、TRIPS協定第3条においても、知的財産保護に関する他の加盟国の国民への内国民待遇が明示的に規定されている（詳しくは第11章「サービス貿易」、第12章「知的財産保護制度」、第13章「政府調達」を参照）。

(3) 経済的視点及び意義

輸入国は、国内生産者等からの保護主義的圧力を受ける結果、輸入品に対して、内国税や国内規則を差別的に適用することにより、国内生産を保護しようとする傾向を持つ。これは、国内産品と輸入品間の競争条件をゆがめ、経済厚

生を低下させる。

内国民待遇原則の下では、このような国内生産の保護を目的とする政策は原則として認められない。ガット第2条により、国内産業保護の手段として関税が認められているが、これは関税については、譲許表により関税率が公表され、かつ約束されるため、透明性及び予見可能性が高いいためである。他方、内国税・国内規則等はいわゆる「隠れた貿易障壁」として、透明性及び予見可能性に乏しいため、貿易歪曲効果が大きい。ガット第3条の存在によって、一般的に国内保護を目的とする政策・措置は阻止され、貿易自由化は促進されることとなる。

さらに、関税譲許との関係に関して言えば、ガット第2条により、国内産業保護の手段として「関税」のみを認めた上で、その漸進的減少により自由化を達成することとしている。しかしながら、たとえ貿易交渉によって関税が引き下げられたとしても、同時に国内生産保護の目的の下で内国税・国内規制が差別的に適用されたならば、表面上は貿易障壁（関税）は下がるが実質的には貿易障壁（内国税・国内規制）が存続することとなる。このように内国民待遇原則は、各国が内国税・国内規則等を通じて関税譲許の価値を減殺することを禁止し、貿易の自由化を促進させる意義をも有する。

2. 主要ケース

内国民待遇原則も、最惠国待遇原則と並ぶガットの基本原則としてガットの紛争処理手続において援用されることが多い。ただし、最惠国待遇原則と同様、内国民待遇違反のみが問題となる場合は少なく、最惠国待遇、数量制限、TRIM、基準・認証等他の規定が通常併せて問題となる。

(1) 米国一ガソリン規制に関する措置

1990年米国大気浄化法（以下「大気浄化法」という）に基づき、米国環境保護庁（EPA）は1993年12月に基準証明に関する規則を制定した。

大気浄化法は、米国内を汚染地域と非汚染地域に分けて、非汚染地域については従来からの

ガソリンを販売することが出来るが、環境汚染度を1990年の水準より高くしないことが求められた。具体的には1990年時点でガソリンを販売していた精製業者については、その時点で販売していたガソリンを基準（個別基準）とすることが認められ、1990年時点でガソリンを販売していなかった精製業者・輸入業者等については、米国政府が定める統一基準を用いることとされた。

これを受けたEPAは、国内業者は個別基準を用いることとし、輸入業者（外国の精製業者）等は、①1990年に外国で精製したガソリンの75%以上を米国に輸入していた場合は個別基準を用いることとし、②その他の輸入業者等は統一基準を用いることとした。さらに、①の輸入業者等は、その旨を政府当局に期限内に申請することを求められたが、期限内に申請はなかったため、結局①の輸入業者等は実在せず、輸入業者等は全て②に該当し、統一基準を用いることとなつた。

上記の措置について、ブラジル、ベネズエラは、ガット1条及び3条やTBT協定2条に違反する等として1995年1月にガット22条に基づく協議要請を行つた。同年4月にはパネルが設置され、翌1996年1月にはパネル報告書が送付された。パネル報告書は、米国の措置がガット3条4項に違反すると判断し（3条1項については判断せず、1条には違反しないとした）、それがガット20条（生命又は健康の保護のために必要な措置や、有限天然資源の保存に関する措置などについて的一般例外）で正当化されるかどうかが焦点となつたが、パネルの判断は「本措置は20条(d)及び(g)には該当しない。20条(b)の政策目的には該当するが、同号で求められる「必要性」の要件を充足していないため、同条の例外には該当しない」というものであった。

パネルの判断に対し、米国は同年2月に上訴

を行い、上級報告書は同年5月に送付された。上級委はパネルが行った20条(g)に関する判断を誤りとし、本件措置は(g)の「有限天然資源の保存に関する措置」に該当するとしたが、「任意の若しくは不当と認められない差別待遇の手段となるような方法や国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用しない」とする20条柱書の要件を満たさず、20条によって正当化されないと判断した。

(2) EU—アスベスト及びアスベストを含む産品の輸入・流通等を禁止する措置

消費者・労働者保護のためアスベスト及びアスベストを含む産品の輸入・流通等を禁止するフランスの措置について、1998年10月にカナダがパネル申立を行つた。2000年9月のパネル報告書は、本件は内外の同種の産品を差別しておりガット第3条4項違反であるが、ガット20条(b)（人、動物等の生第2章内国民待遇命又は健康の保護等を目的とした一般的例外）により正当化されると判断した。これに対し、2001年3月の上級委員会報告書は、アスベストとアスベスト以外の建築材料は同種の産品といえないとして、ガット第3条4項に係るパネル判断を覆したもの、ガット第20条(b)に係るパネルの判断は妥当であったとした。